

第2号様式

令和7年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和8年3月16日(月) 13:30~15:05 法務省共用会議室3(大臣官房施設課旧入札室)		
委員	只木 誠 (大学教授) ※委員長 黒澤 正明 (公益社団法人監事) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	令和7年8月1日から令和7年11月30日まで		
抽出案件	総件数 75件	(備考)	
工 一 般 競 争	標準指名競争		49件
	標準指名競争		0件
事 随 意 契 約	随意契約		16件
	簡易公募型プロポーザル方式		2件
業 一 般 競 争	一般競争		7件
	簡易公募型競争		0件
務 標 準 指 名 競 争	標準指名競争		0件
	随意契約	1件	
委員会からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答	
	なし	なし	

意見・質問	回答
<p>1 工事の発注状況について 意見等なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見等なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見等なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 意見等なし</p>	
<p>5 工事抽出案件について (1) 広島法務総合研修寮（仮称）新営（建築）第1期工事 令和7年10月1日に契約し、令和8年4月1日に着工とあるが、間が空くというのは珍しい。契約後は翌日から工事に着手するのが一般的であるが、これにはどういう理由があるのか。この間にも価格の変動があるのではないか。</p> <p>契約締結から着工日である4月1日までの間の物価上昇等により積算価格に変動があった場合は、その後にスライド条項を適用することによって請負代金に加算することが予定されていると考えてよいか。</p>	<p>余裕期間制度は、受注者の円滑な施工体制の確保や工事発注時期の平準化につながることから、国土交通省も推進しているところである。公共工事の場合、年度末に繁忙な一方、年度当初は工事量が少なくなる事情があるため、前年度に発注し、余裕期間を経て次年度当初から工事に着手するという設定となっている。工事着手前の期間は、技術者の配置が不要となり、応札者としては、前年度内にはほかに履行中の工事があるが、次年度の工事なら技術者の配置が可能であるという業者が入札に参加しやすくするという取組である。余裕期間中の価格の変動については、スライド条項等で対応をするということになる。</p> <p>スライド条項は、工事が未着手の部分について適用され、価格の変動があった場合に請負代金を変更するという考え方である。余裕期間においては、工事未着手の部分が100パーセントということになり、その期間に発生した価格の変動</p>

<p>余裕期間を設定するとしても、6か月の余裕期間は長い印象である。応札者の入札行動に影響を及ぼした可能性はないか。受注者側にその影響についてヒアリングしたか。</p> <p><b>(2) 令和6年度川越少年刑務所収容棟等防水改修工事</b></p> <p>入札参加者間の入札金額の開差はよくあるのか。人件費か原材料費によって違いが生じるのか。金額にばらつきがある。</p> <p>積算価格比較表にある3者から参考見積りを取得しているが、予定価格を組む段階で、3者の業者へは工事内容が知らされていることになる。どのタイミングで見積依頼が行われているのか。請負代金の額によって発注方式が異なるので、入札公告を行う段階で予定価格は確定していると思う。そうすると、入札公告を行う前にその3者は工事が出ることを先行して承知している形になるが、談合誘発性や入札公平性の観点で問題はないのか。</p>	<p>は、その分だけ請負代金の変更に反映される。</p> <p>ヒアリングは実施していない。</p> <p>収容区域の工事であり、本件では特に図面に仮設は指定されていないが、収容を続けながら、職員が現場に立ち会って工事を続ける方法を仮に採るとすれば、一時的に工事を止める必要がある可能性など作業の効率が悪くなるケースがあるため、安全率を見込んだ者の入札金額は上がると思われ、一方で、過去にこの施設の工事を経験している者は現実的な金額で入札してくる可能性はある。そのほか、資材の調達のしやすさ、しにくさ、資材業者との関係性で決まる資材の調達価格によっても、入札価格に差が生じると思われる。</p> <p>参考見積りを取得する時期について、一般的に入札公告前に参考見積りを取得することが多い。防水工事に限らず、いろいろな工種の見積りを取っているが、業者からすれば、その場所でその種の工事が発注されるのだろうという想定はできる。しかし、各工種がまとまった工事単位として具体的な発注内容までは分からないと考える。加えて、施設の性質上、見積りに際して提示した図面・仕様書は返却を求めることが多い。</p> <p>また、公告から入札までの見積期間を十分に確保していれば、仮に工事内容を</p>
--	--

(3) 名古屋法務総合庁舎改修工事（火災報知設備の部）

(4) 松阪地方合同庁舎自動火災報知器設備火災受信機改修工事

低入札価格調査資料の調査票はいつ作成したものか。提示された調査票は業者が出した文書と思われる。

落札率が60パーセントを下回っているが、予定価格が高めに積算されているのではないか。調査票をみると、資機材メーカーと施工業者の立場が逆転しているのが分かる。資機材メーカーが売上高を確保するために廉価で資材を供給し、施工業者が低い金額で応札する。材料や設備機器類の比率が非常に高い工事だと、このような構図で低価格での入札が起こる。本件のように低価格で落札された案件がある一方で、100パーセント近くで落札された案件がある場合、それが適正であったといえるのか。今後、標準労務費の考えが適用され、労務費と材料費を別々に計上することになる中で、本件のような業者側の説明を受け入れることに懸念がある。

6 業務抽出案件について

なし

ある程度事前に承知している者がいる場合でも公平性の観点で問題はないと考える。

低入札があって作成したものである。

発注者としては、資機材の市場価格は刊行物か参考見積で確認するしかない。現地庁で担当している職員は、積算を専門とする職員ではなく、刊行物や入札公告前に依頼して徴集した参考見積書を基に予定価格を組み立てるが、近隣での類似工事事例や自庁での事例を参考に予定価格を決めるしかないというところである。業者側の事情や地域性によるが何らかの事情で、低い価格で入札される可能性は排除できない。発注者単位でいうと、本件のような工事は何度も経験するものではないので、発注機会がまれとなる種類の工事に関して、市場やその地域の専門業者の現状を全て適時に把握して反映していくというのは至難と認識しており、その点で国側の積算の限界もあると考えている。

御指摘を踏まえて、今後留意していきたい。